

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主所属	県民生活環境部食品安全・消費生活課
施策名	(3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現	課(室)長名	峰松 美津子
事業群名	消費生活苦情相談の実施	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文) 商品・サービスの多様化や消費者取引形態の複雑化に伴う消費者からの多岐にわたる苦情相談に的確に対応して、消費者利益を擁護するとともに、被害の未然防止・再発防止を図ります。							(取組項目))消費生活センターにおける専門相談員による苦情相談の実施)市町の消費生活センター・相談窓口の整備や相談員の研修など市町の取組を支援)消費者の利益擁護を図るための取組支援			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析) 県では国の地方消費者行政強化交付金を活用し、相談体制の整備・強化のための費用の補助、専任の市町支援相談員の設置、研修会の実施等による市町支援を行っている。 また、住民により身近な市町の消費生活相談体制を充実強化させることで県民の利便性を高めることを目的に、市町相談員等の研修会等を開催し相談員の資質向上に取り組むとともに、市町を支援して講演会を開催するなど各種啓発活動を通して相談の掘り起こしを行っている。 令和元年度の相談実績は10,276件(県:2,300件、市町7,976件)と、前年度比4.0%の減となり、目標値を下回ったが、これまで実施してきた広報啓発の結果、消費者トラブルに関する県民の理解が広まったことも相談件数減少の理由の一つとして考えられる。
	目標値			12,200件	12,400件	12,600件	12,800件	13,000件	13,000件(R2)	
	実績値		11,869件(H23-26年度平均)	11,149件	12,321件	10,706件	10,276件		進捗状況	
県・市町の消費生活センター及び相談窓口における相談件数		達成率 /		91%	99%	84%	80%		遅れ	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名 所管課(室)名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要 令和元年度事業の実施状況 (令和2年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業	
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率
				R元実績						R元目標	R元実績			
1	取組項目	消費生活苦情相談推進費 食品安全・消費生活課		16,708	16,708	3,986	消費者(県民)	消費生活トラブルに関する県民からの苦情相談に対して、助言、斡旋、情報提供などを行い、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図るとともに、消費者の消費生活に関する知識の普及に努めた。	活動指標 弁護士相談の実施回数(回)	12	14	116%	事業の成果 ・法的な確認が必要な相談案件については、弁護士相談会を毎月設け、適切なトラブル解決に寄与した。 事業群の目標(指標達成)への寄与 ・県の斡旋相談解決率は12.7%で、目標数値を大きく上回り、消費者の利益擁護と被害救済に寄与するとともに被害の未然防止・拡大防止にもつながった。	
				17,213	17,213	3,977				12				
				17,403	17,403	3,988	根拠法令	長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	成果指標 斡旋相談解決件数/相談件数(%)	11.0	13.9	126%		
									11.0	12.7	115%			

2	取組項目	消費者行政活性化事業費	H25-	51,437	0	2,392	消費者(県民)NPO法人	市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持・拡充、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。 消費者の利益擁護を図るため、事業者の不当行為に対し差止請求ができる「適格消費者団体」の認定を本県で目指すNPO法人を支援した。	活動指標	市町相談員や担当者向けの集合研修回数(回)	6	6	100%	事業の成果 ・長崎県消費者行政推進補助金の活用により、目標の全21市町中、20市町に専任の消費生活相談員が配置された。また、NPO法人が事業者の不当行為を是正する申入れ活動を行い消費者の利益擁護に寄与した。 ・事業者の目標(指標達成)への寄与・事業者の目標値は下回ったが市町の相談体制整備の維持・充実に寄与している。
					6	6				100%				
					6									
消費者被害防止・救済のための調査・研究会開催(回)	10	13	130%											
	10	20	200%											
	10													
成果指標	消費生活相談員がいる市町数	21	20	95%										
		21	20	95%										
		21												
事業者の不当行為を是正するための申し入れ件数(件)	2	4	200%											
	3	3	100%											
	3													
				根拠法令	長崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例									
		食品安全・消費生活課												

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

消費生活センターにおける専門相談員による苦情相談の実施	
実績の検証及び解決すべき課題 多岐にわたる苦情相談への対応や被害者の救済を図るため、県消費生活センターでは、消費生活相談員6名を配置し、苦情相談を受け付け、助言、斡旋、情報提供、対応窓口の紹介等を実施(令和元年度苦情相談件数2,300件)。 県消費生活センターに寄せられる苦情相談は複雑・多様化しており、処理に時間を要する斡旋対応の相談も増加している。 相談員が相談者と一緒に事業者と交渉する斡旋処理による解決率は全国トップクラスである(令和元年度全国6位)。	課題解決に向けた方向性 複雑・多様化する相談に対応するため、消費者庁が実施する研修等への参加など、県の専門相談員としての対応能力維持・強化を今後も図っていく必要がある。また、苦情相談を通じた消費者教育の推進及び消費者被害未然防止の広報啓発を強化し、消費者力アップを図る。
市町の消費生活センター・相談窓口の整備や相談員の研修など市町の取組を支援	
実績の検証及び解決すべき課題 市町相談員のレベルアップを図るため、県消費生活センターでは以下の取組を実施 市町に出向いて助言、指導などの援助を行う専任の市町支援相談員を1名配置(令和元年度市町派遣回数50回) 市町の新規採用相談員等を対象に、県センターでOJT研修を実施(令和元年度2回3日間、参加:雲仙市、新上五島町) 市町相談員や担当者向けの集合研修を開催(令和元年度6回) 補助事業や研修会等を実施することにより、市町の相談体制の充実や相談員等の能力向上を図った。 相談業務を担う人材の育成・確保が求められており、消費生活相談員の果たす役割の理解促進及び消費生活相談員資格取得を支援する必要がある。	課題解決に向けた方向性 市町の消費生活相談体制はほぼ整ったが、その機能を十分に発揮していくためには、住民に対しての相談窓口の周知を図るとともに、複雑・多様化する相談にきめ細かくに対応する市町相談員の更なるレベルアップや育成支援が引き続き必要である。
消費者の利益擁護を図るための取組支援	
実績の検証及び解決すべき課題 消費者契約に関連した被害の拡大防止を図るため、消費者団体訴訟を提起し、不当行為そのものの差止請求ができる「適格消費者団体」については、その認定を受けるため、継続的な活動(研修会開催:R元20回)及び実績(申し入れ件数:3件)を積んできた。国からの認定を受けるためには、更なる活動実績(研修会、相談会の開催、事業所への申し入れ等)を積むことや、事務局体制を整備するための自主財源の確保など、財政基盤の強化が必要である。	課題解決に向けた方向性 国の地方消費者行政強化交付金を活用し、引き続き適格消費者団体の認定を目指すNPO法人の活動を支援していくが、当該法人も企業等からの会費収入、寄付金等を募るなど、自己資金の獲得に努め、財政基盤を強化することで、法人の自立を促していく。

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目	消費生活苦情相談推進費	社会経済情勢に応じた適切な相談対応を実施するため、依頼のあった市町に県専門相談員を派遣し助言指導を実施するほか、市町相談体制の充実強化に取り組む。また、警察や市町、民間団体等と連携した啓発広報を強化し、相談の掘り起こしを図る。		社会経済情勢の動向により変化する消費者トラブルを適切に解決するため、専門分野の相談業務研修や他県との相談事例研究など、有意義な研修等への参加などにより、県専門相談員の相談対応能力の更なる向上を図るとともに、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、引き続き市町相談業務への助言、指導も併せて行っていく。	現状維持
		食品安全・消費生活課				
2	取組項目	消費者行政活性化事業費	国の地方消費者行政強化交付金をより効果的に活用するため、市町の昨年度までの実績及び令和2年度取組内容に基づいて、市町への補助金を交付した。		国の地方消費者行政強化交付金を活用した市町専門相談員のレベルアップのための研修参加支援、研修会の開催、市町支援相談員の訪問指導による市町の相談機能の強化を図っていく。また、国の交付金が活用できるうちに、適格消費者団体への早期の認定に向けた当該団体の活動の充実を促していく。	改善
		食品安全・消費生活課				

注:「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができていないか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しできているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができていないか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができていないか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点